

平成24年塩尻市議会6月定例会

総務環境委員会会議録

日 時 平成24年6月15日(金) 午前10時00分

場 所 全員協議会室

審査事項

平成24年3月 議案第3号 塩尻市監査委員条例の一部を改正する条例

議案第1号 塩尻市特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例

議案第2号 塩尻市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

議案第6号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

議案第10号 平成24年度塩尻市一般会計補正予算(第2号)中 歳入全般、歳出2款総務費(1項総務管理費16目市民交流センター費を除く)

陳情6月第1号 「住民の安全・安心を支える公務・公共サービスの体制・機能の充実を求める意見書」提出に関する陳情

出席委員・議員

委員長	古畑	秀夫	君	副委員長	務台	昭	君
委員	牧野	直樹	君	委員	金田	興一	君
委員	青柳	充茂	君	委員	五味	東條	君
委員	丸山	寿子	君	委員	柴田	博	君
議長	永田	公由	君				

欠席委員

なし

説明のため出席した理事者・職員

省略

説明のため出席した参考人

陳情者 長野県国家公務員労働組合共闘会議議長 戸澤 一雄 君

議会事務局職員

事務局長	小松	俊夫	君	事務局次長	宮本	京子	君
庶務係長	小澤	秀美	君				

委員長 それでは、時間になりましたので、ただいまから6月定例会総務環境委員会を開会いたします。この6月は、3月に継続審査となっております監査委員の条例の一部を改正する条例等、いろいろ市民に絡む関心の高い議案がございますので、スムーズな中にも中身の濃い委員会にしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、副委員長から日程の説明を申し上げます。

副委員長 おはようございます。これ、予定どおりいきますと、午前中くらいで議案の審議は終わるかと思いますが、終わりましたら午後1時半から3カ所の視察をする予定です。郷原配水池、有料介護老人ホームあい愛、東山霊園。そういうことで視察をする予定でございますので、よろしくお願いしたいと思います。

委員長 というわけでございます。それでは、理事者からあいさつがあれば、どうぞ。

理事者あいさつ

副市長 おはようございます。お忙しいところ総務環境委員会を開催をいただきまして大変ありがとうございます。御提案をいたしてございます各議案につきまして、よろしく御審査をいただき、原案どおりお認めいただきますようお願いを申し上げまして、ごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

委員長 それでは、議案審議に入ります前に、異動職員の自己紹介の時間をとりたいと思います。総務部、協働企画部、市民環境事業部の順番でやってください。なお、氏名はいいんですが、その後でよろしくお認めしますというのは、みんなよくわかっていることですので、それは省略をしていただきますようお願いいたします。さあ、どうぞ。

〔職員自己紹介〕

委員長 以上ですか。それでは、皆さん、一緒にまとめてよろしくお願いいたします。

それでは、議案審議に入っていくところでありますけれども、委員長からちょっと突然で申しわけないのですが、つい、この委員会が始まる直前ですね、私から副委員長に委員長の辞任届を提出させていただきました。こんなにも突然になったことは、誠に申しわけないんですが、その理由となることがわかったのが、けさのことだものですから、ここへ出て来てからですね、ちょっと早目に来てたんです。なので、そういう理由からちょっと突然の辞任届の提出となったことは申しわけないんですが、まずそのことから御審議をいただいて、お認めいただきたいと思っております。その理由については、細かくは申し上げませんが、政治家としての信念からということであります。もうちょっとだけ触れますと、委員会、今まで審査してきた方向から委員長として想像できた結論と真逆の結論を出すための、これ根回して言うんでしょ、そういうものがあつたということ朝のうちに確認させていただきましたので、ちょっと私の政治家信念としては、これは受け入れがたいということだということで、御理解をいただければと思います。そういうわけで、辞任届を。

五味東條委員 ちょっと待って。御理解ってことはないじゃん。

委員長 それは、御審議いただくことですから、御理解っていうのは、あいさつ言葉で。

五味東條委員 だから、それはね、例えば、いいですか、いいね。

委員長 これね、辞任届を出しましたんで、後は副委員長に、この辞任届を受理して御審議をいただきたいと

ということです。

五味東條委員 ちょっと待って。ちょっとおれの意見だけ言わせてくれや。言わせてくれや。だって、いや、ちょっと意見だけ、言わせてくれない。

委員長 それは、審議の中で言うてください。私がいるのはよくないと思うんですね。

五味東條委員 違う、その件について。というのはさ、委員長は、自分から立候補したわけでしょう。

柴田博委員 ちょっと待って。事務局、どうすりゃいいの、こういう時には。

議会事務局次長 この場合ですね、委員会の中の委員さんだけの関係のことですので、委員長が実際に副委員長あてにもう出てますので、ここは暫時休憩をとりまして、委員の中だけで御審議いただきたいと思います。

委員長 ということですから、辞任届について委員会でお諮りいただくということで、私は退席しなきゃいけないので、これで失礼いたします。

副委員長 それでは、暫時休憩ということで、ちょっと別室で委員だけで行います。よろしくお願いします。

議会事務局次長 済みません、これから時間、どのくらいかかるかわかりませんが、途中経過をまた時間のほう御連絡いたしますので、しばらくお待ちください。

午前10時10分 休憩

午前10時45分 再開

委員長 お待たせいたしました。休憩を解いて再開をいたしたいと思います。

別室で委員会を開催をいたしまして、先ほど言いましたように委員長から辞任願いが出されておりました、それを許可をいたしまして、別に委員長、副委員長を選任するということで進めてまいりまして、私が委員長、副委員長に務台さんということに決まりました。残された期間であります、委員長ということで互選によりまして決まりましたので、よろしくお願ひしたいと思います。

副委員長 ただいま紹介にあずかりました務台でございますが、急遽大任を仰せつかりまして、本当に正直びびってるところでございますが、何とか誠心誠意、委員長を助け、微力なところを何とか補正しまして、くぐり抜けてまいりたいと、こんなことを思っているところでございます。何かにつけ初めての経験でございますので、皆様方、お力添えをひとえにお願いをいたしたいと思います。よろしくどうぞ御指導御鞭撻をお願い申し上げます。

平成24年3月 議案第3号塩尻市監査委員条例の一部を改正する条例

委員長 それでは、審査に入りたいと思います。平成24年3月の議案第3号塩尻市監査委員条例の一部を改正する条例が継続審査になっておりましたので、これについて審査を行ってまいりますが、資料が提出をされておりますので、最初に説明を求めたいと思います。事務局。

庶務係長 それでは、説明をさせていただきます。先に行われました総務環境委員会の際に、常勤監査委員を置いている定数2、定員2の市に対しまして、内訳とあと条例の記載、表記等について確認をしておくということで、表記をさせていただいた表が、お手元の表になります。条例上の表記では、どこの市のほうも常勤とするという形での表記になっております。監査委員の人数、内訳につきましては、定数3の常勤監査委員を置いてあ

るところにつきましては、議選が1、識見が2ということです。それ以外の定数2の監査委員の人数の内訳もそれぞれ議選の、議員選出の方が1人ずつ入っているということになっておりますので、御報告をさせていただきます。

常勤監査委員の職務内容につきましては、特別に依頼しているものは、どこもないということでしたので、あわせて御報告させていただきます。以上です。

委員長 これに対する質問、意見、ありましたらお願いいたします。

柴田博委員 定数が3の場合で、識見から2人出ていて1人を常勤の場合、岩見沢市ですけども、この場合でも常勤のときには常勤とするって書いてあるわけですよ。どういう理由、条文がもしわかれば、読んでみてください。

庶務係長 岩見沢市の監査委員条例がありまして、常勤の監査委員という項目、第3条になりますが、識見を有する者のうちから選任される監査委員のうち1人は常勤とする、という条文になっておりますので、お願いいたします。

柴田博委員 今の塩尻市で提案されている条文案とは、ちょっと違うということですね。

庶務係長 そのとおりです。

柴田博委員 はい、わかりました。

委員長 ほかにございますか。じゃ、いいですか。

それでは、継続になっておりますので、それぞれ委員の皆さん方から意見をお出し願いたいと思います。

柴田博委員 本会議の一般質問の中で市長が、常勤で新しく選任する場合と非常勤で選任する場合とは、当然、対象になる人が違うという発言をされていたんですけども、今、行政として、塩尻市としてどういうふうな意味合いで、そういうふうなことになるのか、その辺をちょっと説明していただきたいんですけども。

副市長 任命権者は市長でございますので、ちょっとわかりかねます。

柴田博委員 市長は、そう思っているってということだけ。

副市長 はい。

柴田博委員 そういう意味ですか。

副市長 はい。そういうお答えをしたと思います。済みません。そういうお答えをしたというふうに認識しております。

柴田博委員 ああいうふうなことを聞くと、常勤の場合と非常勤の場合で、監査委員としてやっていただく仕事に差があるのかなというふうに、こっちは受け取ったんですけども、市長じゃないからどういうふうに受けとめたかわかりませんが、副市長としてはどういうふうな受けとめでしょうか。

副市長 私どもは、一貫して御説明申し上げておりますとおり、常勤の監査委員の必要性につきましては、監査、いわゆる財務監査と同時にですね、行政監査をお願いをしたいと。行政監査につきましては、常勤の監査委員、監査委員さんがみずから選択をして項目を決める範囲とですね、私どもからお願いをして監査をしていただく項目というのがあると思いますので、それは両方担当していただきたいというふうに考えております。

委員長 ほかにございますか。

柴田博委員 総務環境委員会が、この間、前回の3月定例会以後、1回協議会をやりましたが、その時の説明

の中で、常勤の監査委員ができた場合には、当然それを補うという意味で事務局体制も強化しなきゃいけないと思ってるっていうふうなお話があったんですが、そうじゃなくて今のまんまの場合でも、私は今、議会選出の監査委員をやらせていただいていますけれども、とても事務局体制がほかに比べても、塩尻市としても心もとないっていう意味で、今でも事務局体制の強化ってのは、すぐにでも必要じゃないかって常に思っているんですが、その辺については、どのようにお考えでしょうか。

副市長 確かに監査委員事務局の体制が十分でないっていうことは、認識をしております。したがって、いずれかの時点ではですね、充足をさせるように私どもの法令、あるいは条例等に関しましても、きちんと充足をするようにというふうな提案がございますので、埋めていくということになるかと思いますが、今の全体の職員体制の中でどういう配置をしていくのかっていうのは、今後検討をしてみたいというふうに思います。監査の機能というのは、大変重要な機能だというふうに認識をしておりますので、こういう議論をきっかけにしまして、御議論いただいたことをきっかけにいたしまして、積極的に検討をしてみたいというふうに思っております。

柴田博委員 きょう、ここで再度審査するということであるということなんで、県内他市の事務局の体制を前青柳委員長に調べて資料として出していただくようお願いしてあったんですけど、それが資料として出ているようですので、この説明をしていただければと思いますけれども。

委員長 じゃ、事務局。

庶務係長 監査委員事務局です。

委員長 監査委員事務局。

監査委員事務局長 それでは、お手元にお配りしたのは、5月に開催されました長野県都市監査委員会総会で、毎年調査がございまして、その中で事務局の人数について毎年取りまとめておりますので、その資料を皆さんに御提出させていただきました。説明と言いますか、各事務局の職員体制が一覧の表になったものでございますので、ごらんいただければと思います。

五味東條委員 ちょっと説明しろや。

柴田博委員 これで例えば、職員数と内訳で専任と兼任とありますけども、ここに出ている数っていうのは、全部正規職員っていうふうに考えていいわけですか。

監査委員事務局長 よその市は、お聞きするところ全部正規職員ですが、塩尻市の場合は、1人正規の1人臨時でございます。

委員長 ほかに、よろしいですか。なければ討論を行いますか、よろしいですか。

討論を行います。

青柳充茂委員 私はこの議案が提出された3月の時から言ってきましたけれども、検討され始めたのが去年の12月ということで比較的検討期間も短かったせいか、目的に対する対策の立て方の検討があまり十分にされていないっていう印象をずっと持っていました。それが、いろいろわかればわかるほど、やはり必要性っていうのは、建前的にはわかる部分がありますけれども、本当に現在の監査委員を常勤化する方法しかないのかっていう話になると、ほかに方法はいっぱいあって、ところがそのことは検討されていないというようなことがありまして、必要性を全部否定するわけではないんですが、何か適切な対策っていうか、対応策ではない。それから、

それほど緊急性もないと。今どうしてもすぐ常勤の監査委員にしなければいけないというような。私の記憶で言えば平成17年のころの、ああいういろんな不祥事がいっぱい出て来た時、ああいうような時っていうのは割とわかるんですけども、今それほど緊急性がないっていうふうに私には思えますし、もっとも本来の目的である、例えば行政評価だとか、そういうようなことになれば、もっと外部評価的なものとか、あるいは評価できる立場の人が、精神的にも経済的にも首長っていうか理事者から独立しているかどうかとか、そのためには監査委員をふやすんじゃなくて、もっとほかの方法を検討すべきだとか、いろんなことがありまして、私は、今までの議論を通じて議論が深まれば深まるほど、この議案に対しては反対という立場をとりたいと思います。以上です。

委員長 ほかに。

五味東條委員 私は今聞いているとおりですね、要するに監査委員体制っていうものが、まだ、はっきりしなくてですね、やはり評価の体制をするなんていうのは独立した組織が必要だと思うし、前回委員会なんかで言われたところですね、例えば、事業項目なんか450も事業があって、それを適正に評価するためには常勤監査委員が必要だということであるから、常勤監査委員が1人でやったにしてもですね、やはり体制っていうのはもう少ししっかりしてなければいけないと思うんですよ。じゃ、そういったことを今検討してるっていうことで、要するに継続、もう1回振ったものを考えていただいて、継続審査するというふうに提案いたします。

委員長 ほかにはどうですか。

柴田博委員 私はですね、これまで、この議案が提案されているいろいろ説明を受けてきましたが、やはり今の現状の、この塩尻市の中で監査業務を強化するという意味からいけばですね、2人の識見者から選ばれている監査委員のうちの1人を常勤化できるという条例をつくるよりは、もっとも事務局体制をきっちりと、監査委員のやりたいことの手先として事務局がもっと動けるような、そういう体制をつくっていくほうが先ではないかなというふうに思っています。先ほどの副市長の財務監査だけじゃなくてっていうお話でもですね、私、監査委員になって約1年ですけども、その間、何回か研修会等に出させていただいて、今、監査委員の果たしている、やっている仕事これからどういう方向になっていくかっていうようなものをいろいろ勉強させていただく中でですね、本当に今、先ほど副市長が言われたことが、常勤監査委員を置いて監査委員はそこまでやるべきかどうかっていうのも、ちょっとそのとおりっていうふうには言えない部分もあつたりしますので、現状の中で条例としては置けるという、置く、常勤とするじゃなくて、常勤とすることができるということですけども、現状の中ですぐにこれが決まれば常勤監査委員を置きたいということで、予算的なそれも取るということですので、これがもし決まればすぐ次の新しい新任の監査委員は常勤にしたいという思いだというふうに思いますので、現状の中では、この条例については反対をさせていただきます。

それから、もう1つ。今、五味委員のほうから継続っていう話がありましたが、これについてはですね、やはり、私3月の時も継続には反対しましたが、やはり議会として今、市長から提案されている議案をですね、きっちりどう思うかということ、今改めて示すことが必要であって、このまま継続になればですね、そのまんま7月には1人もう任期を迎えるわけですから、そのまんま新しい人事案が提案されなければ、欠員のまんまでいくことも考えられるわけですので、そういうことでもなれば、今以上に余計監査の体制が弱くなるということにつながっていきますので、改めて議員の仕事として任務として、やはりこの委員会の中で結論は出していく。どちらになるにせよ、結論は出していくべきだというふうに思いますので、継続審査にも反対したい

と思います。

委員長 ほかに。

金田興一委員 私は継続という立場で討論に参加させていただきますが、思い起こしてみると、3月の議会で継続になった理由というのが、いわゆる議員として市民の皆さんに自信を持ってこの条例についての説明ができないということから、もっと調査研究、議員がもうちょっと勉強すべきではないかということが、継続の主たる理由であったというふうに私は理解をしております。そうした中で、先般やった総務環境委員会の中で、各委員の皆さんの調査研究等の状況をお聞きした中では、たしか、ちょっと今メモを持って来てないんですが、私は個人としては特段の調査はまだしてない。あるいは、私はインターネットでちょっと見た程度で、あんまりしてない。いわゆる前回の委員会の時に、本当に自信を持って説明できるような調査をしましたという会派なり、個人というのは、私はごく少なかったかと、こんな感じを受けております。少なかった理由というのも、3月終わって4月の議会報告会で、議員の皆さんいろいろと準備等で忙しかったり、あるいは、4月、5月は、各種団体の総会期であって、なかなか会派としても動きもできない、あるいは個人としても動きもできないという、そんな部分があったんで、いたし方がないのかなというふうに思うんですが。

それからもう1つは、これから会派として常勤監査委員を置いている市へ視察に出かけて、研究をしたいという会派もあるというふうに聞いております。そんなことから、やはり条例として出されたものを短絡的っていう言い方は、ちょっと失礼なんであれですが、やはりもうちょっと自信を持って調査研究をした結果、結論を出すべきでないかと、こんなふうなことを私は考えております。それで、じゃ、私のほうはどうかというと、確かにいろんな、実は私どもも忙しい中でしたが日帰りで桑名へ行っているいろんなことを調べて前回報告してございますが、報告した中と同時に、今、副市長さんも言われたような監査業務、評価業務、ここの兼ね合いというのは、私自身もまだしっかり調査研究って言いますか、胸に落ちるような形で結論に至っていない。こんなことから、私は、柴田委員が言われるように議会としてはやはり早くに結論を出すべきということは重々承知をしておりますけれども、なお、慎重な検討が必要ではないかと、こんな観点から継続ということで、私は表明をしたいと、こんなふうに思います。

委員長 ほかに。

丸山寿子委員 私も今、金田委員が言うように継続ということで考えているわけなんですけれど、やみくもにただ延ばしていいっていうことは思ってはいないんですが、3月の議会が終わって、それから自分なりにいろいろインターネット等で調べたりはしましたけれども、議会報告会もあったり、またなかなか会派で日程が組めず、実際に現地で調査ということが組めたのが、予定として7月の頭ですので、いろいろそれぞれほかの皆さんが調査したこと等、お聞きをして参考になるところがたくさんはありましたけれども、なかなかこの前の急遽開かれた委員会の協議会の時にも申し上げましたけれども、自分の中ではまだしっかり調査したという感じが十分ではないっていうふうに思っておりました。やり残した感がありまして、やはり市民に自分なりにしっかりと説明をしていくという点で、私は今回も継続をする中で、十分にいろんな事例を知った中で判断をしたいというふうに考えております。

牧野直樹委員 うち金田委員と同じ会派ですので、そういうことで結構でございます。

副委員長 今、幾つか皆さんの意向が出されましたが、全く私も継続してじっくりとですね、どこに問題があ

り、どうすることが本当にいいのかっていう、そのあたりの整理っていうかな、業務上のそれが何か滞っているっていうか、ごちゃごちゃしてる関係もあるのかなと。そういうことで、即、監査委員を1名ふやせば云々じゃなくて、前段階で慎重審議、そのことを振り返ってきちんと整備していくことが、道義的に大事なかと、こういうふうを考えておりますので。

青柳充茂委員 委員長、継続について意見がある。継続に対する意見があります。

委員長 はい、どうぞ。

青柳充茂委員 一般質問の時に触れましたけれども、私は今結論を出すべきであると思います。柴田委員と考え方は同じです。これはもう7月に任期が満了する監査委員がいらっしゃることは、もうみんなわかりきっている話ですので、この間あったように早く議会としての結論をどちらかに出さない限りは、行政として次の監査委員の人事の選定をですね、前に進めることができません。それは私はよく理解できます。給料のことをちょっと一般質問で言いましたけれど、常勤だと563万円ですよ、年間の報酬額。今の非常勤だと115万円で450万円近く違うわけですから、これは頼むほうも受けるほうも違って当たり前ですから、だから早く議会が結論を出さないと、7月に任期が満了する人がいるのに、行政は何もできないっていうことになっちゃいます、議会のせいで、って私は思います。だから結論は出すべきであると。

委員長 それでは、採決に入りますが、継続という意見がありますので、最初に継続に対して賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔挙手多数〕

委員長 それでは、継続審査をしていくということで、多数でありますので、引き続き継続審査といたします。

議案第1号 塩尻市特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例

委員長 それでは、続きまして議案第1号塩尻市特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例について、説明を求めます。

人事課長 それでは、関係資料をお願いいたします。議案関係資料1ページでございますけれども、塩尻市特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例でございますが、下水道使用料の賦課徴収漏れにより市民へ不信感を抱かせたことに関し、指揮監督者の責任に対する処分を行うため、市長及び副市長に支給する給料の月額を減額することに伴い、必要な改正をするものでございます。

概要ですが、平成24年7月に支給する市長及び副市長の給料の月額を市長、副市長とも100分の10減額し、市長は減額後の給料月額82万2,600円、副市長は68万400円とするもので、公布の日から施行するものでございます。以上です。

委員長 それでは、質問、意見がありましたらお願いします。

青柳充茂委員 この説明をいただいた中に下水道使用料の賦課徴収漏れによりとありますが、市民から見れば、こういう漏れは全くなかったのか、全部気がついたのかっていう、まだ不安感って言いますか、不信感って言いますか、あります。ですので、今後のためにも今回のこの処分はいつからいつまで、どういうものについての責任をとっての処分であるっていう、責任の対象範囲ですね、これを、いま一度明確にしていきたいと思います。

それともう1つは、今回10%、1カ月ですか、こういうようなことっていうのは、どのようにして決まるのか、基準があるのかね、とか、どういう、あるいは先例に倣ってまあこの辺って、落としどころみたいな、何となくみたいに決まるのか、きちっとした基準があるのか、その2点、お願いいたします。

人事課長 今回の賦課徴収漏れに対する対象でございますけれども、5月22日議員全員協議会におきまして、水道事業部の経営管理課から提出されました資料と同じでございます。これにつきましては、昭和60年から平成19年にかけて下水道に接続した中に57棟103件、金額でございますけれども3,461万840円の徴収漏れがあり、1,904万2,330円につきましては遡及請求しまして、1,556万8,510円につきましては、時効となったものでございます。

それからもう1点の。

総務部長 いい、いい。

委員長 総務部長。

総務部長 どのようにして決まるのか、基準はあるかっていうお話ですが、賦課徴収漏れという大きなことがありましたんで、これに対して理事者がみずから責任をとりたいというお考えの中でありました。その中では、どういうふうにしていくかということについては、これは先例ですとか、そういったものを参考にしながら100分の10ということを決めさせていただいたという経過であります。

委員長 人事課長、何か、いいかい。

人事課長 はい、よろしいです。

青柳充茂委員 わかりました。それで、基準なんかつくりにくいことだと思いますけれども、量刑って言うところからあれだけ、どのくらいのね、1カ月10%とか、何パーセント、どのくらいの期間にするとかっていうようなことを、先例に倣いながら、できるだけだれがやっても同じような結果になるような、基準に近いようなものを、今後つくっていけないかということを検討していただきたいってことを要望させていただきます。要望です。

委員長 ほかに。

五味東條委員 私は、処分だ何だっていうことなら、これは当然ここで決めなきゃいけないけれども、それ前にね、この前の全協の時に一応お話になったんだけど、要するに下水道使用の賦課徴収漏れにかかわる手続きのチェック体制ね、について、要するに強化を図ってまいりますという意見を言われたんだけど、具体的にどういう対策を講じているんだかさ、それをちょっと聞きたいんです。

人事課長 これにつきましても、前回、今後の対応策という形で説明させていただきましたけれども、まず第一には、市民の皆様から大きな負託を受けているという自覚をまず持つというような形で、事務手続きのチェック体制の強化、で一層の事務の適正化により信頼に務めたいというのが1つございます。

それから、今回、かなり市民の皆様にご迷惑をかけたということでございますので、丁寧な説明を行うことによって、早期に徴収のほうを進めたいというような形で原課からの説明はあったということでございます。

五味東條委員 私はね、抽象的なことを聞いているわけじゃないわけ。こういう事件があったらどこの会社でもそうだと思うけども、処分は処分として下すけど、要はこんだけのことをやって、何でも市役所の考えなんで、そこが、民間はちょっと違うところがあるんだよね。要はチェックして、二度と起こさない体制はどうするんだと

いう具体的なさ、ことがさ、おれちょっとまだ理解できないんだよ。そのたび、そのたび、処分ばかりしとってさ、こんなことやとって、要はその根底をさ、もう少しやはりしっかりしなきゃいけないと思うんですが、どうですか。

副市長 おっしゃるとおりだと思います。具体的にですね、水道事業部一丸となって体制づくり、意識の問題は別にしましてですね、事務体制上、そのチェック機能の強化ということでダブルチェックを全部かけるようにしております。それからコンピューターのチェック体制の新しいシステム等の導入も考えておましてですね、なかなか機械的なものに頼るっていうことは、私はいかがかなというふうに思いますので、もうチェックにチェックを重ねるっていうことで体制を組んでおまして、そういう体制で今実施をしております。ちなみに、ここ2年間と言いますか、前2年間はそういう体制でやってまいりましたんで、具体的にはこういう誤りは出ておりません。したがって、平成21年度が最終年度でございますので、それ以降は、ダブルチェック体制を整えておりますので出ておりません。しかしながら、より一層体制を整えてですね、管理職みずからがチェックするというところでやっております。そういうことでございます。

委員長 ほかにありますか。ないようですので質疑を終結し、討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

委員長 なければ、原案のとおり認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、議案第1号塩尻市特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例については、全員一致をもちまして、原案のとおり認めるものと決しました。

議案第2号 塩尻市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

委員長 次に、議案第2号塩尻市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について説明を求めます。

市民課長 お願いします。同じく議案関係資料の3ページをお願いします。議案第2号塩尻市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例につきまして、お願いをいたします。

1の提案理由であります。住民基本台帳法の一部を改正する法律が平成24年7月9日から施行されることなどに伴いまして、必要な改正をお願いするものでございます。この法改正は、外国人登録法の廃止とあわせまして、3年前の平成21年7月に法律が公布され、3年の準備期間、年月をへて、本年7月9日から施行されるものでございます。

法改正の内容につきまして申し上げますと、これまで外国籍の方は、居住地の市町村において外国人登録原票に記載されておりましたが、本年7月から適法に3カ月を超えて在留する方などを対象に、日本人と同様に住民基本台帳法の適用対象に加えられ、住民票への記載や住基カードの利用が可能となるものなどでございます。

2の概要につきましては、法の対象、住民票の記載に加えられます外国住民が、通称名等を使用した印鑑を登録できる規定などを加えるものでございますけれども、これまで現行条例のもとに、外国籍の方が通称名等を使用した印鑑登録が認められておりました。これまでの取り扱いは、条例の規定によらず、国の事務処理要領などに基づきまして運用してまいりましたが、今回、大変大きな改正がございますので、国の印鑑に關します条

例の準則が改正されました。この準則の中に初めて通称名等の文言が新たに設けられたことから、この準則の改正に伴いまして、全国の市町村において条例改正の必要が生じたものでございます。

4の条例の施行日につきましては、法改正の施行日となります平成24年7月9日から施行いただけますよう、お願い申し上げます。

次の4ページをお願いいたします。右の現行の第2条をごらんいただきますと、第2条印鑑の登録を受けることができる者は、次に掲げる者とする。第1号、住民基本台帳法に基づき、本市の住民基本台帳に記録されている者。これは現行法の日本人を指しております。

第2号、外国人登録法に基づき、本市の外国人登録原票に登録されている者としております。前段申し上げましたように、外国籍の方も日本人と同様に現行条例におきまして、印鑑の登録資格を有しておりました。この条文を左の改正案文では、本年7月から外国籍の方も日本人と同様に、先ほど申し上げました住民票に記載されますので、右にあります現行条文の外国人登録法等の文言を削除し、整理させていただくものでございます。

第5条以下の改正案文につきましては、外国籍の方の住民票に通称名やカタカナ表記が記載されることから、国の条例準則の改正文に従いまして、通称名等を使用した印鑑の登録ができるよう、今回加えさせていただくものでございます。

終わりに、本年4月1日現在の本市の外国人登録者数と、現在印鑑登録をされております外国籍の方の数を申し上げます。外国人登録数が1,184人。そのうち印鑑を登録されている外国籍の方が350人でございます。以上です。よろしくをお願いいたします。

委員長 それでは、質問、意見ございましたら、お願いします。

柴田博委員 通称等が使えるようになったってことなんですけど、具体的にどんなメリット等が予想されるわけですか。

市民課長 現行の外国人登録法を見ますと、通称名っていうものは、法的の根拠はございません。今回初めて住民基本台帳法に通称名を使用できるということで間に合いましたので、これまで、便宜的に使っておいしたけれども、通称名が法的に定められたということで解釈しております。以上です。

柴田博委員 それはわかるんですけど、具体的にどのようなメリットがあるのかなと思って。

市民課長 通称名、例えば韓国籍の方で、例えば金太郎さんっていう方がいらっしゃいますと、それを金田太郎さんと日本名に直しておりますので、外国の姓が例えば金ですけど、よくあります金田っていうことにしますと、非常にわかりやすくなっているのが通称名でございます。よろしいでしょうか。

柴田博委員 はい、いいです。

委員長 ほかにございますか。なければ討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

委員長 それでは、ないようですので、議案第2号塩尻市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例につきましては、全員一致をもちまして原案のとおり認めることと決しました。

議案第6号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

委員長 それでは、次に議案第6号固定資産評価審査委員会委員の選任について、説明を求めます。

人事課長 それでは、引き続きまして関係資料15ページをお願いいたします。議案第6号固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございます。提案理由ですが、地方税法第423条第3項の内容につきましては、当該市町村の住民、あるいは市町村税の納税義務者、または固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから議会の同意を得まして、市町村長が選任するという内容でございます。

2の概要でございますが、現在の委員3名のうち中村百合子氏が、この6月30日に任期満了となります。これに伴いまして、再び中村氏を適任者と認め、選任しようとするものでございます。

中村氏の略歴につきましては、次の16ページを参照していただきたいと思います。住所は広丘吉田で、現在63歳ということでございます。なお、中村氏につきましては、平成21年7月1日から固定資産評価審査委員をお務めいただきまして、現在第1期、今度再任ということになりますと、2期目に入るという形になります。なお、固定資産評価審査委員会委員につきましては、任期は3年でございます。以上でございます。よろしくお願いいたします。

委員長 質問、意見、ございますか。

〔「なし」の声あり〕

委員長 なければ討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

委員長 それでは、採決を行います。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認めまして、議案第6号固定資産評価審査委員会委員の選任については、原案のとおり決することとします。

議案第10号 平成24年度塩尻市一般会計補正予算(第2号)中 歳入全般、歳出2款総務費(1項総務管理費16目市民交流センター費を除く)

委員長 次に、議案第10号平成24年度塩尻市一般会計補正予算中、歳入全般、歳出は総務委員会に付託された内容についてを審査いたします。説明を求めます。

地域づくり課長 最初に歳出からですが、補正予算資料11、12ページをお願いします。2款総務費1項総務管理費8目地域づくり振興費の12ページの一番上の丸ですが、コミュニティ活動支援事業360万円です。宝くじの収益金を活用しました社会貢献広報活動の一環として行われていますコミュニティ助成事業に、今年度塩尻市内の3つの区から申請が上がっていましたが、この4月22日付で主体団体であります長野県市町村振興協会から事業決定通知がまいりまして、3区すべての事業について認可されたものです。対象は上西条、吉田一区、上組の3つの区の自主防災組織で、内容的にはすべて地域防災にかかわる防災倉庫、防災資機材、救助用機材等を購入設置するものです。助成金として申請を上げました上西条200万円、吉田一区70万円、上組90万円、計360万円全額がそのまま認められたものです。助成対象団体が市町村になるため、一たん市の会計を通り、地区へ交付されるという形をとるため、今回、補正予算に歳入歳出を計上させていただきました。予算としてお認めいただいた後、各区へ補助金として交付するという流れになるものです。以上、説明させていただきました。よろしくお願いいたします。

財政課長 続きまして、歳入のほうをお願いしたいと思いますので、7、8ページをお願いいたします。国庫負担金中、母子生活支援施設措置費等負担金40万円につきましては、助産施設での出産措置費にかかる負担金を補正するものでございまして、負担率は4分の2でございます。この下に、これに対する県の負担金20万円がございますが、県の負担率は4分の1でございます。

次の県補助金中、障害者自立支援対策特別対策事業補助金30万7,000円につきましては、平成23年度までの補助とされていたものが、国の第四次補正予算によりまして、平成24年度まで延長されたことに伴い補正するものでございます。

その下の地域福祉総合助成金1万3,000円につきましては、県におきまして、就学前の障害児通園施設利用料に対する新しい補助制度を創設したことに伴い補正するものでございまして、補助率は2分の1であります。

その下の道徳教育総合支援事業委託金45万円につきましては、平成24年度の道徳教育研究校といたしまして、塩尻東小学校が指定されたことに伴い補正するものでございます。

基金繰入金中、財政調整基金繰入金2,445万9,000円につきましては、今回の補正予算全体にかかる財源調整金でございます。

ページをおめくりいただきまして、諸収入中、コミュニティ事業助成金525万円につきましては、長野県市町村振興協会に申請していた助成事業が交付決定となったことにより、補正するものでございます。以上であります。

委員長 それでは、質疑を、質問、意見ございましたらお願いします。

丸山寿子委員 今、歳入で説明があったコミュニティ事業助成金、この金額と、それから12ページのほうのコミュニティ活動支援事業の金額で、その差額って言いますか、そこに入らない部分については、どんなふうになるのか、わかればお願いします。

財政課長 ただいま御説明いたしました歳入525万円に相当するのはですね、歳出の11ページの財源内訳で見いただきますと、その他の欄で先ほど地域づくり課の説明のあった360万円のほかに、その下に165万円というものが充当されて、一般財源と振りかえをしております。この165万円と360万円で525万円になるわけございまして、360万円につきましては、先ほどの説明のとおりでございます。その下の165万円を一般財源と、今回同じく宝くじの助成事業で申請していたものが交付決定になりましたので、財源を振りかえさせていただいております。中身といたしましては、市民交流センター費の中でですね、青少年健全育成事業として、えんぱーくの理科読推進事業というものを申請しておりました。これに対して100万円の助成決定が来ております。また、同じくえんぱーくの関係で地域の芸術環境づくりということで、具体的にはえんぱーくのアートフェスタ、これについて65万円申請したものが、65万円そっくりついたということで、今回財源を振りかえさせていただいたというものでございますので、よろしく申し上げます。

丸山寿子委員 あともう1点、このコミュニティ事業助成金については、近年の動向っていうか、当市に対する、それがわかれば、教えていただきたいです。

地域づくり課長 今の御質問の件ですけれども、ここ数年、毎年申請を上げておりまして、すべて通していただいております。今年度、本件3件でございますけれども、昨年度は4件、平成22年度が1件、平成21年度も1件、平成20年度2件というような形で、毎年受けております。

丸山寿子委員 いいです。

委員長 いいですか。ほかにございますか。

青柳充茂委員 基金繰入金の中ですが、この中には、歳出は当委員会の担当ではありませんけれども、教育長の退職金ですか、それが入っているということでいいですか。

財政課長 そのとおりでございます。

青柳充茂委員 皆さん、経緯、御存じのとおり、福祉教育委員会が開かれた時ですね、開会して閉会するまでは、その日の午後、説明を受けたような事態っていうのは、わかっていない状況の中で、福祉教育委員会が開かれたということをちょっと私は気にしております、あの事件がそうでありましたように、この間テレビでも放映されていまして、県の教育長さんでしたかね、が、塩尻市の教育委員会からもっと正しい情報が上がってれば、あの退職金はそのまま支払うというようなことはなかったというような感じのことを、何かいかにも市の教育委員会の報告が悪かったみたいな、落ち度があったみたいな言い方をしているように私は受け取れたんですけども。あれがわかった以上はですね、やはり同じようなことが繰り返されてはいけないという思いがありまして、教育長さんに対する退職金をまるで何事もなかったかのように、規定手続きに沿ってお支払いするっていうのは、いかがなものかという気がします。退職金を否定するものではありませんけれども、後で詳細を調べた結果、塩尻の教育委員会に非があると、よって何らかの責任をとらなければいけないというようなことが起きた時に、また後になって返還請求だとか何かそういうのでは、ちょっとぐあいが悪いんじゃないかなというふうなことを思っています。かといって、今、この時点で総務環境委員会として何ができるのかなっていうのを考えても、なかなかいい案がありません。それで、予算は認めてもですね、それを執行するのは、今、行政として執行機関のほうで、何かいい方法はないかと、そんなようなことを考えていただけないかと思っていますけれど、いかがでしょうか。

副市長 委員御承知のとおりですね、教育行政の組織及び運営に関する法律ではですね、教育長の任命権者は教育委員会でございます。したがって、私どもが教育長の任命、もしくは賞罰に関してですね、言及する権限も持っておりませんし、その必要もないというふうに考えておりますので、そんな答弁しか差し上げられません。申しわけございません。

青柳充茂委員 おっしゃっていることは理解できます。私もなかなかいいアイデアがないというのが現実なんですけれども、ただそういう状況があるので、教育委員会の、市の教育委員会、それから県の教育委員会もそうですけれども、今後の調査なり事実確認なり、それから議論なり、どういう結果になるのか、そこら辺を見きわめるまで何か方法を、今後とも継続して研究をしていただきたいと。要望です。

委員長 ほかにございますか。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

委員長 なければ討論を行います。ありませんか

〔「なし」の声あり〕

委員長 ないようですので、議案第10号平成24年度塩尻市一般会計補正予算中、歳入全般、歳出、総務環境委員会にかけられました内容につきまして、原案どおり認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認めまして、議案第10号については、全員一致をもちまして、原案のとおり認めるものと決しました。

陳情 6月第1号 「住民の安全・安心を支える公務・公共サービスの体制・機能の充実を求める意見書」提出に関する陳情

委員長 続いて、それでは、陳情。午前中で終わらせちゃいまして、陳情の6月第1号「住民の安全・安心を支える公務・公共サービスの体制・機能の充実を求める意見書」提出に関する陳情が出されております。陳情者が、長野県国家公務員労働組合共闘会議議長、戸澤一雄さんが見えられておりますので、最初に説明を受けたいと思います。資料も提出されているようですので、これを許可したいと思います。

それでは、資料お手元に届いたでしょうか。陳情者戸澤さんのほうから説明を求めます。よろしく願いします。

陳情者 ここで失礼します。私は長野県国公の議長をしております戸澤と言います。よろしく願いします。きょうは、趣旨説明をさせていただくのにあたりまして、時間を割いていただきましてありがとうございます。

私たちは国の出先機関で働いております。国道ですとか、河川の事務所や運輸支局や气象台、法務局、ハローワーク、労働基準監督署、通信局、税務署、裁判所などです。長野県内で約3,000人が働いております。私は長野国道事務所交通対策課に勤務しておりますので、国道19号、20号を担当しております。特に九里巾交差点改良ではお世話になっております。

それでは、資料の御説明をさせていただきますけれども、ただいまお配りさせていただきました「私の視点」というふうに書いてございます資料をごらんいただきたいと思います。地域主権改革が閣議決定されて、法案化されてですね、だんだん企画になってまいりましたけれども、滋賀県知事が国の出先を廃止して、真の自治へ転換するいい機会だとおっしゃって、それを朝日新聞が記事にしております。これの中身がですね、私どもから見て、地域主権改革の内容をよく説明してるというふうに考えて、きょうはお持ちいたしました。上の段の6行目くらいにですね、まず私どもの国の出先機関は廃止ですよというふうに書いてございます。下の段に行きまして、その真ん中辺にですね、廃止した受け皿はどこなんだというのが書いてございまして、広域連合に権限が移譲されたらと。それから、広域連合に権限が移譲されるというふうに書いてございます。そうすれば、広域連合で計画をつくっていきますよと。その後ですね、後段のほうに、加えて近接補完の原理もと府県の権限も市町村に移譲ということですから、長野県の権限を塩尻市に移譲するというふうに書いてございます。すなわち、地方自治体優先の原則ですと。ですから国の出先機関を廃止して、県の事務事業をすべて市町村に移すですよと。結局は、受け皿は市町村ですよというふうに書いてございます。これが自治へ転換するという意味だというふうには私たちがとらえています。

今、問題になっているのは、恐らく地域主権改革には賛成だけでも、進めなければいけないけども、だからと言って、その受け皿が市町村だというのが、いかがなものかというのが世論ではないかなというふうに思っています。そういったですね、この仕組みでは反対だと言っている人たちが、全国で1,700自治体ございますけれども、約500の市町村長さん、約3割ですね。それから長野県では77あります、うち44の6割の首長さんたちが、この仕組みではいかがなものかというふうに意見を上げてございます。とりわけ1年前の東北の大

震災で、私たちは国道事務所ですから、当然交代ですね、長期出張という形で東北に応援に行きました。河川もポンプ車を持って行きましたし、ハローワークも失業手当が膨大なので応援に行きましたし、法務局もとにかく更地になっちゃったんで、公図がほしいということで応援に行って、通信や気象もですね、みんな電話1本で応援に行きました。それは、やはり全国的な要請なので、出て来たんじゃないかなというふうに考えてございます。

あとはですね、下の段の6行目にですね、お上をお願いするだけというのは自分の責任を問われず、ある意味気楽だというふうに書いてございますけれども、私どもは出先機関はですね、このような考えには立っておりません。もともとは国がやっている事業に、これだけ国がやっているんだからちゃんとやってくださいよと意見を言うのは当たり前で、それに基づいて国が事業をしてるというふうに考えてございます。ですから、道路の場合にも二重構造って言われてますけども、四重構造です。高速道路はNE XCOがやっていますし、国道は私ども、県道は長野県さん、市町村道は塩尻市さん。4つの部分に分かれておりまして、それぞれ交通量に応じて管理水準が違いますので、目的が違うので分かれております。河川も大河川は国で、そこに流れ込んでいる支川は県でというふうに分かれておりまして、それぞれ管理水準に応じた仕事をしてございます。この国の出先機関、廃止した後ですね、どのように受け皿としてしていけばいいのかよくわかりませんが、今の仕組みではちょっと無理かなというふうに考えておりまして、陳情書を出させていただきましたので、議論のほどをよろしくお願いいたします。簡単ですけども、以上です。

委員長 ありがとうございます。それでは、最初に今説明を受けました内容について質問なり意見、ございましたらお願いします。

柴田博委員 資料の一番最後についている表は、これは反対している市町村の表ということでいいんでしょうか。

陳情者 資料の2ページ目に反対、447市町村が反対表明と書いてございます、その反対市長村長さんのリストと、の中の一部で長野県のところだけコピーしてまいりました。そういう意味でございます。

柴田博委員 ありがとうございます。

委員長 ほかに、よろしいですか。

それでは、質疑を行います。質疑がなければ、討論を行います。

柴田博委員 こういうような陳情というのは、今まで出て来ていた場合もありましたが、やはりここで国の出先を全部なくしていくっていうのは、むちゃな話であると思いますので、今の説明をお聞きした上からも、やはりここに書いてあるようなことはそのとおりだなというふうに思いますので、私は採択ということでいいかなと思います。

委員長 ほかに、

〔「なし」の声あり〕

委員長 それでは、採決を行います。この陳情に対する陳情書を採択することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙手多数〕

委員長 それでは、賛成多数ということで、採択することと決しました。意見書の提出につきましては、こち

らのほうへお任せをお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

以上、付託されました案件につきましては、以上をもちまして終わりたいと思います。

閉会中の継続審査申し出

委員長 継続審査について。

総務部長 閉会中の継続審査について、お願いを申し上げます。本委員会の所管します総務部、協働企画部、市民環境事業部におきましては、それぞれ重要事業を抱えておりますので、閉会中におきましても協議会等をお願いする場合がございますので、よろしくをお願いいたします。

委員長 閉会中の継続審査につきましては。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議は、ございませんか。それでは、そういうことでお願いします。

理事者あいさつ

委員長 それでは、理事者。

副市長 慎重な御審議を賜りまして、大変ありがとうございました。また、提出をいたしました各議案につきましては、審査の結果、原案どおりお認めをいただきまして、重ねて御礼を申し上げます。審査の中でいただいた御意見、御要望につきましては、私どもも慎重に検討してまいります。どうぞよろしくお願い申し上げます。大変ありがとうございました。

委員長 以上をもちまして、総務環境委員会を終わります。御苦労さまでございました。

午前11時50分 閉会

平成24年6月15日(金)

委員会条例第29条の規定に基づき、次のとおり署名する。

総務環境委員会委員長 古畑 秀夫 印